

第16回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和7年9月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 岡久部長・遠藤裕美副部長・中村委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内道明委員・武市委員・遠藤義春委員・山本委員・湯浅委員・井出委員・尾崎委員・仁尾委員・西野委員・野村推進委員
- 欠席委員 米山委員・南部委員・岡部委員・幸田委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 事務局より議案の訂正です。
議案書5ページ 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について ナンバー1でございます。必要とすべき資料が完全に整っていないことから、申請人と協議した結果、今回は取り下げると申出がありましたので、今議案からは取下げます。
- 岡久部長 (部長挨拶)
本日は、米山委員、南部委員、岡部委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律 第29条により、「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでもその活動について報告を求めることができる」となっていることから、椿地区、福井地区、橘地区における事前審議の報告を野村推進委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 一同 異議なし
- 岡久部長 それでは第16回農地部定例会を始めさせていただきます。本日の議事録署名者は桑野地区の森委員と宝田地区の武市委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法の規定による許可申請の3条取消について
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

野村推進委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は9月18日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長 次に、福井地区をお願いします。

野村推進委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は9月18日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長 次に、橘地区をお願いします。

野村推進委員 橘地区は案件ございません。

岡久部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は9月18日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、桑野地区お願ひします。

遠藤裕美副部長 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は9月22日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、見能林地区お願ひします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は9月19日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、富岡地区お願ひします。

竹内道明委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は9月19日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6から7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、宝田地区お願ひします。

武市委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は9月19日に事務局にて

見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長

次に、長生地区です。

それでは長生地区からご報告します。長生地区は9月22日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3から4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長

次に、中野島地区お願いします。

遠藤義春委員

それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は9月22日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7から8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長

次に、大野地区お願いします。

山本委員

大野地区からご報告します。大野地区は9月18日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

湯浅委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は9月17日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8から9ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、那賀川地区お願ひします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は9月22日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9から10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、羽ノ浦地区お願ひします。

仁尾委員 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は9月22日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

まずは、前回の継続審議分であります、第15回農地部会の第3号議案ナンバー1でございしますが、前回の審議の際に、問題となっていた、生育不良になっている榊の対策ができていない点でございします。申請人より8月25日作成8月26日提出の報告書が提出されました。既に、榊苗は発注済みで

ありますが、今現在、榊の植え替えをしても、暑さで枯れることが見込まれ、知見を有する者の助言のもと彼岸明けから、土壌改良後植替えをおこないます。また、遮光対策についても、圃場の東側と南側に遮光ネットを10月末を目途に行います。生育不良の対策の努力が出来ていると判断しました。

よって、許可相当と判断しました。ただし、今後も見守る必要があるとも考えており、地区委員と事務局が連携し、指導していきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10から11ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。お願ひします。

岡久部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、前回の第15回農地部会第3号議案について報告があるようなので、説明をお願ひします。

事務局 前回の第15回農地部会第3号議案ナンバー1の継続審議になった件ですが、既に仁尾委員から説明がありましたが、申請人から、生育不良分の対策について彼岸明けから、榊の苗木を追加することと、遮光ネットを10月末を目途に設置すると報告書の提出がありました。今後については、随時指導していく予定です。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

岡久部長 それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひします。

阪井委員 10ページの第5号議案ナンバー20について、借受人が徳島県農業開発公社となっているが、今後は別の借受人に貸すことになるのか。

事務局 この件につきましては、圃場整備に伴うものでございます。まずは、地主が農業開発公社へ貸し、圃場整備の完了前に、農業開発公社と耕作者と契約する予定です。その際は、議案審議をします。第14回農地部会で、長生地区と那賀川地区で審議したことと同様なことがあると思われます。

阪井委員 この面積が、233㎡となっているが、昨年の見能林地区の地域計画の協議の場で農業開発公社が説明した内容が、1,000㎡未満については、申請を受けないと話していた。233㎡でも可能なのか。

事務局 今回に関しては、圃場整備にかかるものになるので、例外に該当すると思われる。阪井会長が話している内容は、徳島県農業開発公社の内規と思われる。ただし、1,000㎡未満としても、借受予定者がいたならば、徳島県農業開発公社は受けると聞き及んでいます。

西野委員 誤字があります。3ページ第3号議案ナンバー3の譲渡人の相続財産精算人と記載されていますが、正しくは相続財産清算人ではないか。

事務局 失礼しました。相続財産清算人が正しいです。

吉岡委員 10ページの第5号議案ナンバー20について、期間が15年となっているが、これまでに圃場整備が完了するのか。

事務局 15年以内に完了し、新しい借受人が耕作をするまでを予定している。

岡久部長 それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、各案件及び前回、継続審議になった第15回農地部会第3号議案ナンバー1の羽ノ浦地区の営農型太陽光発電施設について、ご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

阪井委員 前回審議でも発言したが、発電の収入はどうなっているか。

事務局 こちらは、農地法第4条となるので、申請人の収入になります。

岡久部長 それでは他に、意見もないようですから、採決に入りたいと思います。まずは、前回の継続審議分の第15回農地部会第3号議案ナンバー1について承認してよろしか。

一同 異議なし

岡久部長 次に今議案の第1号から5号議案の内、取下げになった第4号議案ナンバー1を除いた全てを一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。前回からの継続審議分の第15回農地部定例会第3号議案ナンバー1及び、今回の第16回農地部定例会第1号議案から第5号議案のうち、第4号議案ナンバー1については取下げ、その他の議案については、全て承認です。

岡久部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

岡久部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

(特になし)

岡久部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いいたします。

事務局 (ブロック別研修会について)
(視察研修について)
(全国農業会議所の営農型太陽光発電施設考え方について)
(全国の外国人及び外国法人の農地取得状況について)

岡久部長 ほかにございませんか。

岡久部長 以上をもちまして、第16回農地部定例会を閉会いたします。次回は、10月27日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会